



高知県食品ロス削減推進計画のイメージ

高知県文化生活スポーツ部県民生活課

<目的>

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）や食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）に基づき、高知県における食品ロス削減のための取組等を規定。

県民が食品ロスの状況や課題を認識し、その削減に向けた行動変容に繋げることを目的とする。

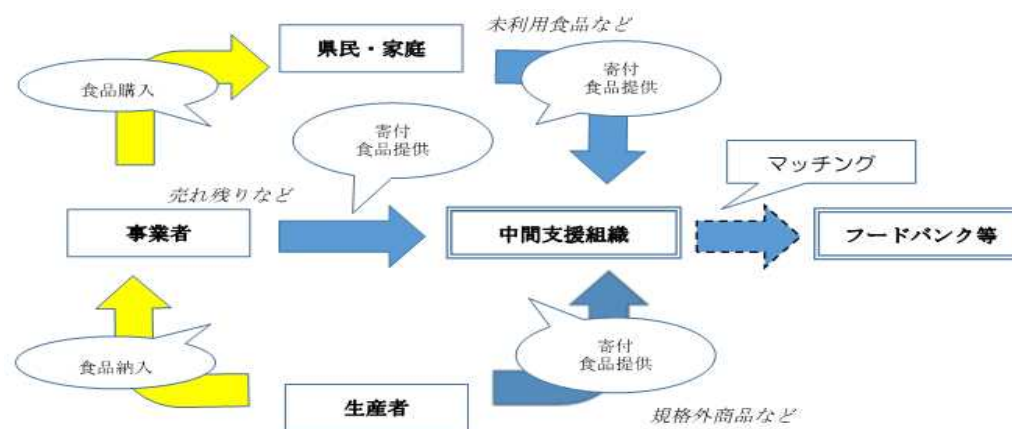


発生抑制

- 家庭でできる取組や気をつけることを紹介
 - 買い物前に冷蔵庫内等の食材・食品をチェック
 - 使う分、食べきれぬ量だけ買う
 - 陳列の手前から購入する
 - 料理は作り過ぎない（作り過ぎた場合は適正保存）
 - 残っている食材から使う
 - 外食で食べきれなかった場合はドギーバッグ
 - まだ食べられるが不要な食品はフードバンク等へ寄付
 - 災害用備蓄食料はローリングストック など
- 事業者に期待する取組の情報提供
 - 消費実態に合わせた容量適正化
 - 小分け販売
 - 小盛りメニューの導入 など

<削減に向けた取組>

未利用食品の有効利用



- ・まだ食べられる不要な食品・食材を、必要としている方へ繋ぐ取組（組織）の周知、支援
- ・市町村等でのフードドライブの実施支援（マニュアル作成）
- ・フードドライブ常設店舗の増加呼びかけ など

<計画期間>

R 4～7年度（4年間）

※「環境基本計画」等と終期を合わせる

<めざす姿と目標>

- ・県内の食品ロス発生量の抑制（現状より年間▲1.7%…4年後までに▲6.8%）
- ・県民が食品ロス問題を意識し、削減に取り組む（削減に取り組む県民の割合80%）
- ・未利用食品の有効利用が確立し、その利活用が図られている（支援組織の利用食品量● t、利用団体数●組織）